

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための  
府立学校に係る臨時休業について

令和2年4月7日  
京都府教育委員会

4月3日（金）の府立学校の再開発表後、この週末にかけて新たな感染者が20件確認され、そのうち感染経路が不明な事案が16件見られるとともに、首都圏のほか、大阪府や兵庫県との近隣府県に対し、緊急事態宣言が出される見込みであるなど、感染拡大の懸念が一層高まってきています。京都市の府立学校について、京都府教育委員会においては、下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせします。

記

1 府立学校の臨時休業

感染拡大の傾向が顕著な京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏の府立学校並びに通勤・通学で京都市との往来が多い口丹通学圏の府立学校について、臨時休業を実施する。

(1) 対象校

府立高等学校附属中学校（3校）、府立高等学校（本校35校・分校2校）及び府立特別支援学校（本校8校・分校1校）

(2) 臨時休業の期間

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで  
なお、終期については、今後の状況に応じて延長することがある。

(3) 臨時休業期間中の学校教育活動

- 週に1～2日程度の登校日を設け、児童生徒の健康観察や学習状況の確認等を行う。
- 部活動は禁止とするが、登校日に教員の指導の下、運動不足やストレス解消のための機会を設けることを可とする。

(4) 学習保障

- 登校日に課題解説、新たな課題の配付、質問の受付等を行う。
- 可能な範囲でメール等による指示を行う。

(5) 特別支援学校について

- 上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて対応する。
- 自宅及び福祉サービス等で児童生徒の居場所が確保できない場合には、特例的に学校で受け入れる。その際、スクールバスは「3密」に配慮しつつ運行する。なお、給食については提供しない。

2 臨時休業対象校以外の学校

- 府北部地域に所在する府立学校（附属中1校、高校15校・6分校、特別支援3校・2分校）については、感染症対策を徹底した上で、学校教育活動を実施する。部活動については条件を付した上で実施する。
- 学校の所在地（市・町）で感染者が確認されている場合など、感染を危惧される場合がある。家庭の判断で欠席する場合は「欠席扱い」としない取扱いができる。
- 今後の地域の感染状況の変化や児童生徒、教職員が感染した場合等は、臨時休業することがある。

3 府内市町（組合）立学校への対応

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861

